
監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第6号

定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事から平成24年5月17日付けで通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年6月15日

沖縄県監査委員 又 吉 春 三
 沖縄県監査委員 幸 地 啓 子
 沖縄県監査委員 嘉 陽 宗 儀
 沖縄県監査委員 具 志 孝 助

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

(平成21年度監査結果報告分)

1 公用車両の利活用が図られていなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車両の年間稼働日数(48日)が少なく、その利活用が図られていないものがあった。

(2) 講じた改善措置の概要

計画的な稼働スケジュールにより公用車を2台から1台とし、1台は老朽化のため廃車した。

(農林水産部農村整備課)

(平成22年度監査結果報告分)

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 県税の収納状況は次のとおりで、収入未済額は前年度に比べ421,195,182円減少している。しかし、依然として多額であるため、引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成22年度	96,604,685,100円	92,435,661,382円	458,958,472円	3,812,090,073円	95.7%
平成21年度	99,868,244,599円	95,275,398,297円	378,203,244円	4,233,285,255円	95.4%
対前年度比	96.7%	97.0%	121.4%	90.1%	—

イ 土地貸付料について、収入未済額は、前年度に比べ2.3%減少している。しかし、依然として多額であるため、県有地貸付料滞納整理事務処理要綱に基づき、引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
土地貸付料	71,855,186円	9.3%	△2.3%

(2) 講じた改善措置の概要

ア 収入未済の約7割を占める個人県民税については、集中的に個人県民税対策を実施するために編成した「個人県民税徴収対策チーム」による併任制の実施期間を平成23年度より3か月以内・月5日以内から1年以内・週4日以内に拡充し、また、県税・市町村税滞納整理強化月間を実施し市町村との連携・協調の下、集中的な徴収対策を講じた。

収入未済の約1割を占める自動車税については、納期内納付を促進するための広報活動、平成19年度からコンビニ収納、平成22年度から郵便局納付を導入することにより納税環境を順次整備、また、個人県民税及び自動車税を含む全税目で債権差押え・タイヤロック等による滞納処分の強化、インターネット公売の実施、8～10月の滞納整理強化月間、1～3月の滞納処分強化月間等を重点的に実施した。

(総務部税務課、各県税事務所、宮古、八重山事務所県税課)

イ 土地貸付料については、引き続き債権管理回収業者へ委託し、徴収の強化を図るとともに、随時、電話督促及び納入指導を行った。徴収困難な事案については、滞納督促集中期間を設定し、夜間の電話による督促及び納入指導を行った。また、長期高額滞納者については、呼出による個別面談や家庭訪問を行い、督促及び納入指導を行った。その結果、平成24年3月31日時点で10,708,850

円を収納した。

(総務部管財課)

2 現金亡失について

(1) 指摘の内容

平成22年10月29日に収納した現金を所内金庫に保管したが、平成22年11月1日に金融機関に払い込むため、現金を確認したところ1,364,600円が亡失していた。

現金の安全な管理を徹底する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

新たに名護県税事務所スタンプ領収事務の手引きを策定し、収納した現金は二人体制で集計・確認作業を行うなど、現金管理の取扱いを厳格に改めた。

(総務部名護県税事務所)

3 建物貸付料の遅延金について

(1) 指摘の内容

石垣市に貸し付けている八重山土木事務所旧庁舎について、納付期限までに貸付料を納付しない場合には、遅延金を支払う旨契約書に規定されているにもかかわらず、徴収していなかった。

(2) 講じた改善措置の概要

遅延金については、平成24年3月30日に100,255円全額を徴収した。

(総務部八重山事務所総務課)

4 役務費の執行が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

平成23年3月31日現在、郵便切手2,178,800円相当額及び印紙687,700円相当額を保有しており、翌年度へ持ち越されていた。

(2) 講じた改善措置の概要

郵便切手については、郵便料金の支払いに使用し、自動車登録印紙については、各県税事務所へ必要数量を委譲し利活用を図るなどの対策を講じた。その結果、平成24年3月31日時点の保有額は郵便切手は1,159,260円、印紙は471,560円まで削減した。

今後は、郵便切手及び自動車登録印紙については適正な数量の保有に配慮し、適正な事務処理に努める。

(総務部自動車税事務所)

5 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

除菌用アルコールの購入に当たり2者から見積書を徴しているが、一方は噴霧用高濃度エタノール、もう一方は手指用除菌アルコールとなっている。濃度や用途の異なる比較となっており、不適切なものとなっていた。

(2) 講じた改善措置の概要

指摘後は、複数の職員による見積書等のチェック体制を強化するとともに、沖縄県財務規則に基づき適切な事務執行に努めている。

(総務部八重山事務所総務課)

6 一括契約によるべきもの

(1) 指摘の内容

原水槽ポンプ取替委託(予定価格999,000円)と調整槽ポンプ取替委託(予定価格999,000円)の契約において、関連工事として一括して入札することができたが、分割契約していた。

(2) 講じた改善措置の概要

今後は、一括契約が可能なものについては経済的な執行となるよう努める。

(総務部八重山事務所総務課)

7 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

被服等を貸与するに当たっては、「沖縄県職員の被服等貸与規程の運用状況と是正すべき事項につ

いて」(人事課長通知)により、現物を貸与すべきであるにもかかわらず、定額を負担し、職員に購入させるなど不適切な処理をしていた。

(2) 講じた改善措置の概要

平成23年度は、被服貸与規定等に基づき、適正に職員に貸与した。

(企画部農業研究センター石垣支所)

8 契約内容が不適切であったもの

(1) 指摘の内容

試験研究補助農作業等業務委託について、「委託契約」との名称となっているが、実態は受託者の労働力の提供が主たる目的の契約であり、このような契約は適切な委託契約ではないことから、今後このような委託契約を行わないこと。

(2) 講じた改善措置の概要

平成24年度からは、委託契約とせず、非常勤職員として雇用している。

(企画部農業研究センター宮古島支所)

9 公有財産の有効活用に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

沖縄県工業技術交流センター(講堂)の利用率は、平成21年度が8.37%、平成22年度が3.75%と低率である。行政財産の有効活用の観点から、利用率の向上に努める必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

本センターのホームページや企業等へのパンフレット配布、また、関係団体へ直接呼びかける等利用率向上に取り組んでおり、平成24年3月31日時点8.61%で、前年度より4.86%改善している。

(企画部工業技術センター)

10 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 「伝達性海綿状脳症スクリーニング検査キット」購入の入札において、委任された者の記名押印がない入札書の確認が適正に行われていなかった。今後、適切な入札手続に十分留意する必要がある。

イ 「庁舎警備業務委託」に係る指名競争入札において、地方自治法施行令第167条の2第2項により、再度の入札に付し落札者がいないことにより随意契約する場合は、予定価格を変更できないにもかかわらず予定価格を上回る価格で契約していた。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 沖縄県財務規則の内容について庶務、経理担当で再確認し、周知徹底を図り適正な契約事務に努める。

(環境生活部中央食肉衛生検査所)

イ 予定価格調書や契約書について、複数職員で内容を再確認し、沖縄県財務規則に則した事務に努めている。

(環境生活部動物愛護管理センター)

11 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

長期継続契約による、と畜検査データ処理電算機器の賃貸借契約(予定価格1,130,220円)について、財務規則第137条の2第3号に定める額をこえており、入札すべきであるが、2者から見積もりを徴し随意契約していた。

(2) 講じた改善措置の概要

長期継続契約について、沖縄県財務規則の内容を庶務、経理担当で再確認し、周知徹底を図り適正な契約事務に努める。

(環境生活部中央食肉衛生検査所)

12 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済が多額に上っているもの、または増加しているものが次のとおりあった。滞納整理票によ

り滞納者の状況を把握し、督促状の発出や文書等による催告を行い、適切な債権管理に努めるとともに、債権管理マニュアルに基づき徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
ア 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	300,244,896円	63.8%	△1.2%
違約金及び延納利息	4,960,413円	80.0%	△5.8%
イ 児童福祉施設負担金	139,563,666円	92.3%	3.4%
ウ 児童扶養手当返還金	109,686,718円	96.8%	5.3%
エ 生活保護費返還金	139,682,856円	64.2%	24.7%
オ 心身障害者扶養共済事業費負担金	17,918,060円	65.6%	△0.1%

(2) 講じた改善措置の概要

ア 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等については、沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアルに基づく取組みや、償還督促月間における集中的な催告の実施、貸付時の面談等による意識の向上、口座振替による納付の推進、償還促進対策会議による情報の共有、債務者の破産等により徴収不能となった債権の不納欠損処理を行うなど債権の適正な管理及び未収金の解消に努めている。

(福祉保健部青少年・児童家庭課、各福祉保健所)

イ 児童福祉施設負担金については、児童福祉施設負担金未収金対策マニュアルに基づき、徴収対策に努めるとともに、納付相談や分割納付または口座振替などの手続を促すほか、滞納整理強化月間による集中的な催告を実施するなど、収入未済額の解消に努めている。

(福祉保健部青少年・児童家庭課、障害保健福祉課、各児童相談所、各福祉保健所)

ウ 児童扶養手当返還金については、「児童扶養手当返還金債権の未然防止について(マニュアル)」に基づき、市町村等関係機関との連携を強化し、新たな返還金の発生防止に努めている。

また、平成23年度に発生した債権については、督促状の発出や訪問による催告を行い、一括返済が困難な世帯に対しては分割納付を促している。

今後も債務者に対し随時、電話や訪問による催告を行い、未収金の解消に努める。

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

エ 生活保護費返還金については、平成23年度において、債権管理体制の強化、業務効率化を図るため、債権管理要領を改正するとともに、債権管理マニュアルを策定した。今後はこれらを元に、より一層の徴収強化に努める。

(福祉保健部福祉・援護課、各福祉保健所)

オ 心身障害者扶養共済事業費負担金については、未納者への催告により、収入未済額17,918,060円のうち平成24年3月31日時点で188,050円(1.0%)を回収した。

(福祉保健部障害保健福祉課)

13 現金の取扱いが適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 現金を収納させるため、金銭分任出納員を置く場合は、職員のうちから当該部局の長又はかい長が任命し、直ちに会計管理者又は出納員に通知しなければならないが、任命されていない職員が母子寡婦福祉資金貸付金の償還金を集金していた。財務規則に基づき適正な手続をとる必要がある。

イ 現金の取扱いは、出納員等職員に限定されているにもかかわらず、嘱託員の母子福祉協力員に母子寡婦福祉資金貸付金の集金をさせていた。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の償還金については、沖縄県財務規則に基づき、母子担当(福祉班)、歳入担当(総務企画班)を金銭分任出納員に任命し、宮古事務所出納員に通知し、現金取扱いについて万全な管理体制を講じた。

(福祉保健部宮古福祉保健所)

イ 現金の取扱いについて不適切であったため、母子福祉協力員が現金の取扱いをしないよう沖縄県母子福祉協力員の手引きを修正した。

(福祉保健部南部福祉保健所)

14 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済が多額のもの及び前年度より増加しているものが次のとおりあった。滞納者に対する訪問指導を強化し、実態把握に努めるなど債権管理マニュアルに基づき、徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
ア 農業改良資金貸付金元利収入	523,310,555円	90.4%	△3.7%
違約金及び延納利息	83,239,725円	99.6%	△0.3%
イ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	74,627,935円	59.4%	△17.0%
違約金及び延納利息	2,325,346円	60.3%	10.6%
ウ 林業改善資金貸付金元利収入	48,495,000円	83.3%	1.3%
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0.0%

(2) 講じた改善措置の概要

ア 農業改良資金貸付金元利収入については、延滞者に対して面談を行い、分割返済を促すとともに、民間の債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成24年3月31日時点で、貸付金元利収入29,122,576円を回収した。

(農林水産部農政経済課)

イ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入については、延滞者に対して分割償還等の指導や督促を行うとともに、民間の債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成24年3月31日時点で、11,488,666円を回収した。違約金については同時点で、244,444円を回収した。

(農林水産部水産課)

ウ 林業改善資金貸付金元利収入については、延滞者に対して分割償還を促すとともに、民間の債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成24年3月31日時点で200,000円を回収した。

(農林水産部森林緑地課)

15 支払い遅延により不経済支出となっていたもの

(1) 指摘の内容

支払期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅収加算額11,981円が不経済支出となっていた。

(2) 講じた改善措置の概要

納期限の確認ミスにより不経済支出が生じたものであることから、口座振替による支払方法に変更し、振替日に確実に支払いが行えるよう対策を講じた。

(農林水産部農業大学校)

16 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

給食業務委託契約について、プロポーザル方式で業者を選定する場合、予算執行伺い後に公募を行うべきにもかかわらず、平成22年4月1日の予算執行伺い前に受託業者を公募・選定していた。

(2) 講じた改善措置の概要

指摘後の給食業務委託契約については、沖縄県財務規則に基づき、予算執行伺い後に公募・選定を行った。

(農林水産部農業大学校)

17 一括契約によるべきもの

(1) 指摘の内容

石垣漁港用地舗装工事については、130m離れた2箇所の工事を一括して入札ができたが、分割して

発注していた。

(2) 講じた改善措置の概要

当該工事については、一括して入札することも可能であったが、早期完成を図る必要性から分割発注を行った。

今後は、早期発注を図るとともに、同一工種、近傍の工事については、一括契約を行う。

(農林水産部八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

18 特例民法法人の検査がなされていないかったもの

(1) 指摘の内容

財団法人沖縄県畜産振興基金公社については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく検査が平成16年度以降実施されていないかった。

(2) 講じた改善措置の概要

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第95条に基づき、平成23年8月23日に財団法人沖縄県畜産振興基金公社に対して検査を行った。

(農林水産部畜産課)

19 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額で、前年度より大幅に増加していることから、経営指導の強化を通し、償還促進を進めるほか、滞納者の実態把握に努め法的措置の執行なども検討し、より一層徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入	7,332,924,668円	93.5%	76.9%
違約金及び延納利息	58,787,644円	94.5%	△4.5%

(2) 講じた改善措置の概要

小規模企業者等設備導入資金のうち、高度化資金については、沖縄県中小企業高度化資金債権管理マニュアルに基づき、貸付先の実態に対応した債権管理を行い、引き続き未収金の回収に努めている。なお、債権の一部については、裁判所を通した手続を進めている。また、平成24年度には民間債権回収会社への委託を予定している。

設備近代化資金については、民間債権回収会社を活用し、回収の強化を図った結果、平成24年3月31日時点で1,142,000円を回収した。

(商工労働部経営金融課)

20 支払い遅延により不経済支出となっていたもの

(1) 指摘の内容

工芸技術支援センターの電気料金を支払期限を過ぎて支払ったため、遅収加算額2件合計13,918円が不経済支出となっていた。

(2) 講じた改善措置の概要

指摘後は、複数の職員により支払期日の設定に十分な注意を払い、不経済支出が発生することのないよう努めている。

(商工労働部商工振興課)

21 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

自動車整備科教材用自動車購入に係る入札において、委任された者の記名押印がない入札書の確認が適正に行われていなかった。今後、適切な入札手続に十分留意する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

指摘後は、入札書等を複数職員で点検を実施し、沖縄県財務規則に則した事務に努めている。
(商工労働部具志川職業能力開発校)

22 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

公用車両2台の賃貸借契約(予定価格1,040,400円)について、財務規則第137条の2第3号に定める額をこえており、入札すべきであるが随意契約していた。また、財務規則第138条第2項により予定価格調書を作成すべきだが作成していなかった。

(2) 講じた改善措置の概要

平成23年度の乗用車4台の賃貸借契約については、沖縄県財務規則に基づき予定価格調書を作成し、入札を実施した。

(商工労働部浦添職業能力開発校)

23 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

県営住宅については、収入未済額は前年度より2.2%減少している。しかし、依然として収入未済額が多額であることから、引き続き、徴収率の向上が図れるよう指定管理者の指導・連携に努めるとともに、法的措置を含む徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
県営住宅使用料	725,060,405円	13.1%	△2.2%

(2) 講じた改善措置の概要

指定管理者においては、滞納1か月から訪問・電話・文書による督促を開始するなど、滞納額が少額のうちに対策を講じている。

また、県においては、長期滞納者に対する法的措置(明渡し訴訟の提起 平成23年度10件)を行い収納率の向上に努めた。

これらのことから、平成24年3月31日時点の収入未済額は700,501,935円(対前年増加率△0.4%)と減少した。

今後とも指定管理者との連携を密にし、なお一層の収入未済額の圧縮を図る。

(土木建築部住宅課)

24 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額のもの及び増加しているものが次のとおりあった。滞納者の経営状況など実態を把握し、徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
ア 砂利採取に伴う生産物採取料	6,199,200円	4.9%	100.0%
イ 認可外砂利生産物採取料	16,683,829円	100.0%	100.0%
ウ 中城湾港施設使用料	16,077,285円	18.7%	303.9%

(2) 講じた改善措置の概要

ア 砂利採取に伴う生産物採取料については、滞納者に対し、督促状の送付、電話や面談による催告を行った。今後も文書や訪問により収入未済の解消に努める。

(土木建築部海岸防災課)

イ 認可外砂利生産物採取料については分割納付を認め、平成24年3月31日時点で2,873,829円を回収した。

今後も分割支払計画が履行されるよう引き続き努力する。

(土木建築部海岸防災課)

ウ 中城港湾施設使用料については、滞納しているA法人及びB法人について、施設の使用を禁止した。また、A法人の売掛金374,199円の差押えを行い、全額回収した。

(土木建築部中城湾港建設事務所)

25 請求事務が不適切であったもの

(1) 指摘の内容

通信ケーブル等の道路占有許可をしたにもかかわらず、納入通知書の発行を怠り、道路占用料128,812円の納入が約1年遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要

指摘後は、沖縄県道路占用料徴収条例に基づき、許可後迅速に納入通知書を発行し、適正な事務処理に努めている。

(土木建築部北部土木事務所)

26 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

新石垣空港消防車庫及び管理事務所新築工事契約にあたり、設計委託業務の成果を用いて工事を行うにもかかわらず、委託業務の完了検査(平成23年3月8日)前に工事にかかる執行伺い(平成23年1月31日)を行っていた。

(2) 講じた改善措置の概要

今後、適正な工事発注事務が実施されるよう、決裁者(上位班員、班長、課長)により確認していくことを本庁出先執行会議において確認し、工事請負費の予算執行伺いに委託設計業務の完了を確認できる資料を添付し、決裁者が確認している。

(土木建築部新石垣空港課)

27 一括契約によるべきもの

(1) 指摘の内容

ア 県営住宅工事台帳等管理に伴うパーソナルコンピュータ(予定価格977,920円)及びサーバー(予定価格858,060円)を賃借するに当たって、別々に随意契約で長期継続契約を締結しているが、一括による競争入札とする必要がある。

イ 椅子30脚を購入するに当たって、15脚に分割し、同日に1者見積もりにより発注を行っていた。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 指摘後、公用車両の賃貸借契約については、入札を実施し、適正な契約事務に努めている。また、県営住宅工事台帳等管理に伴うパーソナルコンピュータ及びサーバー賃貸借契約については、長期継続契約が終了する平成25年度からは一括による競争入札を実施する。

(土木建築部施設建築課)

イ 指摘後、物品の購入にあたっては、沖縄県財務規則の周知徹底をはかり、適正な契約事務を行うよう再発防止に努めている。

(土木建築部宮古土木事務所)

28 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

長期継続契約による公用車両の賃貸借契約(予定価格2,809,800円)について、財務規則第137条の2第3号に定める額をこえており、入札に付すべきであるが随意契約していた。

(2) 講じた改善措置の概要

契約事務について、課長及び班長から各班員に対し沖縄県財務規則及び関係法規の周知を行い、適正な事務処理を行うよう指導を行った。また、執行伺いの際に複数の職員で確認する等、チェック体制を強化した。

(土木建築部港湾課)

29 工事費の積算について留意を要するもの

(1) 指摘の内容

久米島一周線道路改良工事において、契約前の仮設工(土留めのH鋼杭)6か月分の賃料を含めて積算していた。

(2) 講じた改善措置の概要

契約前の仮設工を含めた工事請負契約については、チェック体制を強化して、今後は適正な契約事務に努める。

(土木建築部南部土木事務所)

30 モノレール乗車カードの管理が不適切であったもの

(1) 指摘の内容

モノレール乗車カードについて、カードの所在を確認することができないものや、使用簿への記載がなされないまま職員に交付されているものがあった。

(2) 講じた改善措置の概要

モノレール乗車カードについて、職員に使用簿への記載と適正使用を周知するとともに、管理徹底に努めている。

(土木建築部都市計画・モノレール課)

31 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

施工管理業務委託契約において、前年度受託業者と特命随意契約を締結していた。特命随意契約の理由に乏しいことから、競争入札を検討する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

施工管理業務委託契約の指摘を踏まえ、その後、同様な事例については、競争入札を実施している。

(企業局建設計画課)

32 被服等貸与規程の適用を誤ったもの

(1) 指摘の内容

沖縄県企業職員被服等貸与規程は、非常勤職員を除く職員について貸与することが定められているにもかかわらず非常勤の嘱託員へ貸与していた。

(2) 講じた改善措置の概要

企業局嘱託員設置要領に被服等の貸与及び保管の方法等に関する条文を追加した。

(企業局総務企画課)

33 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

平成22年度末における医業未収金(個人負担分)は1,872,791,356円となっており、前年度末より20,963,351円(1.1%)増加している。「沖縄県診療費個人負担分未収金対策要綱」に基づき未収金の発生防止及び早期回収等について一層の努力が必要である。

(2) 講じた改善措置の概要

院内各部門の連携強化、郵送・電話・臨戸訪問等による督促の強化、各病院独自に未収金対策強化月間または強化期間の設定等、未収金の発生防止及び回収強化に努めている。

また、平成23年度より北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院において、クレジットカード収納を導入した。

(病院事業局県立病院課、各県立病院)

34 財産貸付料等未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

病院内における施設の貸与に係る財産貸付料等の未収金が、平成22年度末で1,693,121円となっている。未収金の発生防止及び回収に努力する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

当該未収金について、毎月1回の面談を実施している。督促に対し、分割納入の申し出があり、平成23年6月から、週1回の定期分割納入を行っており、平成24年3月31日時点で862,150円を回収した。

(病院事業局北部病院)

35 契約事務が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容
初期研修医宿舎の賃貸借契約について、複数年にわたる契約としているが、債務負担行為や長期継続契約の手続がなされていなかった。
- (2) 講じた改善措置の概要
平成24年3月までの契約が終了し、新たな契約締結時に長期継続契約を締結した。
(病院事業局南部医療センター・こども医療センター)
- 36 契約内容が不適切であったもの
- (1) 指摘の内容
医療情報科業務委託契約において、業務仕様書で示している医療情報の統計、報告書作成補助などの業務内容と、実際に行っている業務が異なっており、適切な契約内容となっていなかった。
- (2) 講じた改善措置の概要
委託内容を委託者・受託者間で確認し、適切な契約内容に変更した。
(病院事業局南部医療センター・こども医療センター)
- 37 契約方法について改善を要するもの
- (1) 指摘の内容
長期継続契約によるパーソナルコンピュータ20台（予定価格3,225,600円）及び公用車（予定価格1,890,000円）の賃貸借契約において、財務規則第137条の2第3号に定める額をこえており、入札すべきであるが、随意契約となっていた。
- (2) 講じた改善措置の概要
指摘のあった契約後の公用車の賃貸借契約については、入札を実施した。沖縄県財務規則を遵守し、複数の職員で確認を行い、適正な会計処理に努めている。
(病院事業局精和病院)
- 38 診療報酬請求事務について努力を要するもの
- (1) 指摘の内容
平成22年度におけるレセプトの過誤による返戻率は1.33%で、前年度に比べて0.36ポイント増加している。引き続き診療報酬請求事務の改善に努力する必要がある。
- (2) 講じた改善措置の概要
各病院におけるレセプト点検強化を行うとともに、診療報酬適正確保業務委託職員等による診療報酬にかかる勉強会を行うことにより、診療報酬請求事務の適正化に努めている。
また、外来受診時及び入院中患者の月初めの保険証確認をすることで資格喪失等基本的事項の確認徹底を図り、入力データ誤りについては、複数の職員等によりチェックの徹底に努めている。
(病院事業局県立病院課、各県立病院)
- 39 薬品の管理が不適切となっていたもの
- (1) 指摘の内容
薬品の在庫管理が不適切となっていたため、実地たな卸において、薬品管理システムの残高と在庫数との間に、38,535,261円の誤差が認められた。また、平成21年度の実地たな卸の誤差18,537,402円が両年度の決算収支に影響を与えていた。誤差が生じた原因を究明し、適切な在庫管理のための内部牽制体制を強化する必要がある。
- (2) 講じた改善措置の概要
薬品管理システムの入力情報と伝票類及び倉庫在庫との照合が充分でなかったこと、伝票の送付漏れがあったこと等により、薬品管理システム上の残高と実地たな卸の在庫数に多額の誤差を生じさせていた。
指摘を踏まえ、平成23年7月より以下のことを実施している。
ア 薬品管理システムの入力情報と払出伝票等との照合を、毎日あるいは月単位により、複数の職員で行う。
イ 在庫管理について、週に1度、薬品管理システムの残高と倉庫在庫との照合を行い、これまで、半期毎であった実地たな卸を四半期毎に行う。
ウ 薬品の取扱いに当たって、報告漏れや記載誤り等が発生しないよう、各セクションでのチェック

機能を強化し、職員の意識改革を促す。

(病院事業局八重山病院)

40 予定価格の積算が過大となっていたもの

(1) 指摘の内容

I T教育センターネットワークシステム管理及び機器保守業務委託(予定価格48,139,623円)、I T教育支援システム運用保守管理及び機能改善業務委託(予定価格18,180,855円)の積算において、2008年度版の単価を基礎としたこと、及び1日の勤務時間の捉え方を誤ったことにより、それぞれ1,358,804円、887,697円が過大積算となっていた。

(2) 講じた改善措置の概要

基礎とする単価の年度および注記を確認しなかったため、過大な積算となったことから、平成23年度の予定価格については、当該年度の「積算資料」単価を基礎とし、1日の勤務時間を県の就業時間である7時間45分に換算して積算するよう算定を見直した。

(教育庁総合教育センター)

41 支払い遅延により不経済支出となっていたもの

(1) 指摘の内容

支払い期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅取加算額22,968円が不経済支出となっていた。

(2) 講じた改善措置の概要

指摘後は、納付書支払の日程表を作成するとともに、複数の職員で確認し、期限内に納付するよう努めている。

(警察本部八重山警察署)

42 消耗品の購入に当たって検査体制が不適切であったもの

(1) 指摘の内容

ア 3万円以上の消耗品・切手等の購入に関しては、検査調書を作成することとなっているが、検査調書が作成されてないものがあった。

イ また、消耗品の購入に際し納品を確認する検査員は、予算執行伺いを行った職員以外の職員がすることになっているが、同一人が予算執行伺いと納品検査をしていたものがあった。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 指摘後は、消耗品の購入に関して、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程及び沖縄県企業局会計規程に十分に留意し、適正な事務処理に努めている。

(企画部農業研究センター名護支所)

(環境生活部環境政策課)

(福祉保健部看護大学、中央児童相談所)

(病院事業局宮古病院)

(企業局久志浄水管理事務所)

イ 指摘後は、沖縄県財務規則に基づき、消耗品等の購入に際しては、予算執行伺いを行った職員以外の職員が検査を行っており、適正な事務処理に努めている。

(福祉保健部中央児童相談所、コザ児童相談所)

43 支出負担行為が遅れていたもの

(1) 指摘の内容

補助金については、交付決定をするときに、また、委託の執行に当たっては、契約を締結するときに支出負担行為をすべきであるが3か月から8か月遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要

沖縄県財務規則に基づき、契約締結時速やかに支出負担行為の整理を行い、適正な事務処理に努めている。

(知事公室基地対策課)

(企画部海洋深層水研究所)

(環境生活部県民生活センター)

(福祉保健部福祉・援護課)

(文化観光スポーツ部文化振興課)
(農林水産部農地水利課、栽培漁業センター)

44 長期継続契約等で契約すべきもの

(1) 指摘の内容

翌年度以降にわたり公用車両やパーソナルコンピュータ等の賃貸借を行う場合は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づき長期継続契約として賃貸借契約を締結するか、債務負担行為により複数年の契約をする必要があるが、覚書等により長期にわたる賃貸借契約となっており、適切な事務処理となっていなかった。

今後は、翌年度以降にわたる契約を締結する場合において、条例に基づく長期継続契約の締結か、債務負担行為による複数年の契約を締結する必要がある。

なお、長期継続契約に当たっては、契約期間の総額で積算した予定価格により、財務規則に基づいた入札等の方法で、契約を締結する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

平成24年2月21日に、複数年度にわたる契約を締結する場合は、地方自治法の規定に基づき、債務負担行為を設定するか、長期継続契約を締結するかのいずれかによることとし、覚書等による毎年度随意契約を繰り返す不適切な経理処理は一切認めない旨の総務部長通知を行った。

また、同通知に基づき次のような措置を講じた。

ア 指摘のあったパソコンの賃貸借契約については、平成23年度で終了したため、平成24年度から新たに随意契約により長期継続契約を行った。

(知事公室秘書課)

イ 指摘のあった公用車両の賃貸借契約については、平成23年度から残りの契約期間にあわせ随意契約による長期継続契約を行った。

(企画部農業研究センター)

ウ 指摘のあった公用車両の賃貸借契約については、平成24年度が最終年度となるため現契約者と随意契約により単年度契約を締結した。

(環境生活部生活衛生課)

エ 指摘のあったと畜検査データシステム用機器の賃貸借契約については、平成23年度から残りの契約期間にあわせ、現契約者と随意契約により長期継続契約に基づく賃貸借契約を締結し適正な契約事務を実施している。

(環境生活部北部食肉衛生検査所)

オ 指摘のあったパソコンの賃貸借契約は、平成24年3月末で終了し、あらためて長期継続契約には正することはできないが、今後、複数年にまたがるリース契約を行う場合は長期継続契約とし、適正な事務処理に努める。

(福祉保健部高齢者福祉介護課)

カ 指摘のあったパソコン6台の賃貸借契約については、1台は平成23年度から、2台は平成24年度からリース残期間を随意契約により長期継続契約を締結した。また、平成24年度から新規でパソコン3台の賃貸借についても、長期継続契約を締結した。

なお、公用車両の賃貸借については、平成23年度で契約が終了した。

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

キ 指摘のあった公用車両の賃貸借契約について、2台のうち1台は、平成23年度で終了したため、平成24年度から新たに随意契約により長期継続契約を締結した。

また、システム用パソコン2台の賃貸借については、それぞれ、平成24年度からリース残期間を随意契約により、本庁の事業主管課で各福祉保健所分をまとめて長期継続契約を締結した。

(福祉保健部北部福祉保健所)

ク 指摘のあった基金事業用パソコンの賃貸借契約については、平成24年9月末までの契約であったため、現契約者と随意契約により単年度契約を締結した。

また、システム用パソコン2台については、平成24年度からリース残期間を随意契約により、本庁の事業主管課で各福祉保健所分をまとめて長期継続契約を締結した。

(福祉保健部宮古福祉保健所)

ケ 指摘のあった公用車両の賃貸借契約については、平成24年度が最終年度であるため、随意契約により単年度契約を締結した。

(福祉保健部コザ児童相談所)

コ 指摘のあった公用車両3台の賃貸借契約について、平成24年度が最終年度となる1台については、単年度契約とし、リース期間が平成25年度以降まで継続する2台については、リース残期間を随意契約により長期継続契約を締結した。

(福祉保健部中央児童相談所)

サ 指摘のあった公用車両の賃貸借契約については、平成23年度からリース残期間について、随意契約により長期継続契約を締結した。

(福祉保健部若夏学院)

シ 公用車の賃貸借契約について、予算執行伺い等では単年度契約となっていたが、実質上は平成21年度から5年間の長期継続契約となっていた。当該契約については、平成23年度をもって終了することで合意し、現在は平成24年6月からの長期継続契約の締結に向けて手続を進めている。

(農林水産部八重山農林水産振興センター家畜保健衛生課)

ス 指摘のあったパソコン及びサーバーの賃貸借契約については、平成23年度から随意契約により長期継続契約を締結した。

(農林水産部南部林業事務所)

セ 平成23年度で契約満了したシステムサーバー機器の賃貸借においては、予算額も抑えられることから、再リースでの単年度契約を締結した。

平成24年度限りで契約期間が終了する契約については、随意契約により単年度契約を締結し、契約満了後は、新たに条例に基づく長期継続契約での締結を行う。

(土木建築部土木企画課)

ソ 指摘のあった公用車両25台の賃貸借契約について、4台は随意契約により長期継続契約を締結した。9台は平成24年度から新たに競争入札により長期継続契約を締結した。その他12台については、いずれも5年を超えている車両であるため単年度契約とした。

(土木建築部南部土木事務所)

タ 指摘のあった公用車両2台の賃貸借契約については、平成24年度から随意契約による長期継続契約を締結した。

(土木建築部県ダム事務所)

チ 指摘のあったPCネットワークシステムの賃貸借契約については、平成23年度から随意契約による長期継続契約を締結した。

(土木建築部下水道管理事務所)

ツ 指摘のあった公用車両の賃貸借契約については、平成23年度中に随意契約による長期継続契約に変更した。

(土木建築部下地島空港管理事務所)

テ 指摘のあった公用車両4台の賃貸借契約について、2台は平成23年度に契約期間が終了し、新たに条例に基づく長期継続契約を締結した。また、契約期間が平成24年度までの2台については、平成23年度に覚書の契約期間に合わせ長期継続契約に変更した。

(土木建築部新石垣空港建設事務所)

ト 指摘のあった公用車両7台の賃貸借契約について、1台については、平成23年度で契約が終了したため、平成24年度からは6台となった。6台中2台については、平成23年度末で長期にわたる契約が満了したことから指名競争入札により長期継続契約を締結した。4台については、平成25年度以降も継続する契約であったが、業者と調整して平成24年度限りの単年度契約とし、平成25年度に競争入札により長期継続契約を行う予定である。

(企業局建設計画課)

45 公用車両の利活用が図られていなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車両の年間稼働日数（16日から46日）が少なく、利活用が図られていないものがあった。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 公用車両の有効な利活用に努めるよう職員への周知徹底を行った結果、平成23年度の年間稼働日数については、南部農林土木事務所では、1台は37日から86日、もう1台は45日から63日、中部農業改良普及センターでは16日から96日、交通規制課では45日から99日となっている。

(農林水産部南部農林土木事務所、中部農業改良普及センター)

(警察本部交通規制課)

イ 老朽化し故障が多く、修繕対応が困難であった車両については、平成23年度で廃車した。

(福祉保健部南部福祉保健所)

(商工労働部情報産業振興課)

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(平成22年度財政的援助団体監査結果報告分)

1 補助事業の適正な報告について

(1) 指摘の内容

財団法人雇用開発推進機構に対し、コールセンター資格制度運営費補助金9,770,002円を交付しているが、実績報告書の算出に当たって消費税対象外の人件費に消費税相当額を加算したため、146,074円が超過交付となっていた。

(2) 講じた改善措置の概要

財団法人雇用開発推進機構に対するコールセンター資格制度運営費補助金については、平成23年12月22日に修正報告を徴収し、平成24年1月13日に超過交付分を除いた額で確定した。超過交付となっていた146,074円については、平成24年1月25日に返納を受けた。

なお、同補助金は、平成21年度にも交付しており、超過交付分151,428円についても、平成24年1月25日に返納を受けた。

(商工労働部所管)

2 会計事務等に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 社会福祉法人美原福祉会では、管理職手当について、給与規程の改正を理事会へ諮らないまま手当を支給していた。

イ 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議では、扶養手当及び住居手当について、届け出や事実確認できる書類を徴しないまま手当を支給していた。

非常勤職員については、勤務条件に関する規程を定めないまま採用を行っていた。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 社会福祉法人美原福祉会では、平成23年11月の理事会において、給与規程を改正した。

(福祉保健部所管)

イ 公益法人暴力団追放沖縄県民会議では、扶養手当及び住居手当について、指摘後届け出や事実確認できる書類を徴し、確認を行っている。

また、非常勤職員の勤務条件に係る規程については、平成23年度第2回の理事会において改正を行った。

(警察本部所管)

3 契約事務に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

公益財団法人沖縄県文化振興会では、沖縄県公文書館指定管理運営に係る警備業務委託について、入札不調により最低価格入札者と随意契約で委託契約を締結していたが、財務規程第25条第2項に基づく見積書を徴していなかった。

(2) 講じた改善措置の概要

公益財団法人沖縄県文化振興会に対し、入札不調による随意契約を締結する場合でも、財務規程に基づき見積書を徴収するよう指導した。

(総務部、文化観光スポーツ部所管)

4 指定管理運営に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

緑化産業計画共同企業体では、名護中央公園、浦添大公園、バナナ公園の指定管理運営において、一部の公園では熱中症対策講習会を実施していたが、基本協定書第20条に基づく緊急事態を想定した消防訓練などは実施していなかった。

(2) 講じた改善措置の概要

消防訓練について指導したところ、浦添大公園及びバナナ公園は平成24年1月に、名護中央公園は平成24年3月に保育園など関係機関の協力の下、実施している。

(土木建築部所管)

5 基本財産の運用について

(1) 指摘の内容

公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議では、基本財産運用規程第6条第1項(3)に基づき、基本財産運用計画書を策定し、理事会及び評議会の承認を得た上で基本財産を運用すべきであったが、同計画書を策定しないまま基本財産を運用していた。

1件あたり2億5千万円を超え4億円以下の財産運用にあたっては、基本財産運用規程第7条(2)に基づき理事長が決定することとなっていたが、3億円の基本財産の運用に際し、専務理事により決裁が行われていた。

(2) 講じた改善措置の概要

公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議の基本財産の運用については、今後、基本財産運用規程に基づき適正な運用を図るよう指導した。

また、3億円の財産運用については、平成23年度の第2回通常理事会及び臨時評議員会に報告し承認を得た。

(警察本部所管)

第3 行政監査の結果に基づき講じた措置

(平成22年度監査結果報告分)

1 督促状の未発出について

(1) 指摘の内容

沖縄県財務規則第50条第1項「収入徴収者は、収入金を納入期限までに完納しない者があるときは、納入期限後20日以内に督促状を發して督促するとともに滞納整理票を作成しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を發出していないものが次のとおりとなっていた。

督促状は債権の履行を請求する行為であるだけでなく、時効中断の効力を有し、また、公法上の債権については延滞金の発生や滞納処分の前提要件となることから、督促状を發出する必要がある。

債権名	所管機関名
診療費個人負担分未収金（旧南部病院分）	県立病院課

(2) 講じた改善措置の概要

旧南部病院の診療費個人負担分未収金については、平成24年2月に支払を促す文書356人分と納付書772件を發送した。そのうち10件74,272円の納入があった。

(病院事業局県立病院課)

2 滞納整理票の未作成について

(1) 指摘の内容

沖縄県財務規則第50条第1項により、滞納整理票の作成を定めているにもかかわらず、滞納整理票を作成していないものが次のとおりとなっていた。

債権管理を適切に実行するためには、滞納者の状況を把握し、その内容を滞納整理票に記録する必要がある。

債権名	所管機関名

診療費個人負担分未収金（旧南部病院分）

県立病院課

(2) 講じた改善措置の概要

滞納整理票については、沖縄県病院事業財務規程第20条に定められている帳簿として未収金整理簿の作成が定められており、旧南部病院の診療費個人負担分未収金の引継時に当該帳簿も引き継いでいる。当該帳簿の記載内容は、滞納整理票と重複していることから、未収金整理簿を滞納整理票として活用している。

(病院事業局県立病院課)

3 催告の未実施について

(1) 指摘の内容

催告を実施していないものが次のとおりとなっていた。督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に納付を促すため、速やかに文書・電話・訪問等による催告を行う必要がある。

債権名	所管機関名
診療費個人負担分未収金（旧南部病院分）	県立病院課

(2) 講じた改善措置の概要

旧南部病院の診療費個人負担分未納者に対し、平成24年2月6日に、文書及び納付書により納付の催告を行い、未収金の回収強化に努めた。

(病院事業局県立病院課)

4 不納欠損処理の適正実施について

(1) 指摘の内容

平成21年度末時点で消滅時効が完成している公法上の債権が次のとおりであった。消滅時効が完成している公法上の債権については、収納の根拠がなく、徴収できないものであり、財産状態の適正な把握のため、速やかに不納欠損処理を行う必要がある。

債権名	所管機関名	消滅時効債権金額
ア 児童福祉施設負担金	青少年・児童家庭課	16,337千円
イ 児童福祉施設負担金（障害）	障害保健福祉課	52,789千円
ウ 自由貿易地域における建物使用料	企業立地推進課	13,043千円

(2) 講じた改善措置の概要

ア 消滅時効債権の精査等を行なった結果、平成22年度末時点で消滅時効が成立している児童福祉施設負担金15,230,388円について、平成23年度末に不納欠損処理を行った。

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

イ 消滅時効債権の精査等を行なった結果、平成22年度末時点で消滅時効が成立している児童福祉施設負担金（障害）73,493,916円について、平成23年度末に不納欠損処理を行った。

(福祉保健部障害保健福祉課)

ウ 平成22年度に自由貿易地域における建物使用料13,043,711円の不納欠損処理を行った。

(商工労働部企業立地推進課)

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号</p>
---	--

